

地域で子どもを育むプロジェクト ～信州こどもカフェ運営支援助成～

よくあるご質問とその回答（Q&A）

【申請】

「趣旨」

Q 1 「信州こどもカフェ」の定義を教えてください。

A 1 「信州こどもカフェ」とは、学習支援や食事提供等を通じて、子どもの健やかな成長を支援することを主な目的として、地域の住民や団体等が主体となって開設する子どもの居場所をいいます。（学習支援、食事提供、悩み相談、学用品等のリユースなど複数の機能を提供し、月1回以上計画的に開催されているもの。（一般的にこども食堂と呼ばれるもの。）をいいます。）

「対象団体」

Q 2 「営利を目的としないもの。」について教えてください。例えば、一週間に一回程度の頻度で、体験学習の一環としてイベント的に子どもが商店を開いて料金を受け取ったり、子ども達が駄菓子屋等で買い物を楽しむ機会を提供することは、営利目的に該当しますか。

A 2 ご質問の内容であれば、営利目的には該当しません。営利目的かどうかについては、通常の商店や飲食店等と比較して遜色ない場合等が想定され、社会通念に照らして本会が個別に判断します。

Q 3 同一地区の考え方について教えてください。

A 3 原則として同一学区とします。ただし、複数の学区にまたがる場合等については、団体の事情等を考慮し判断しますのでご相談ください。

Q 4 複数の取組は、毎回の開催について行っていないといけないのですか。

A 4 基本的には毎回の開催で複数の取組を行うようお願いしています。ただし、事情により予定していた複数の取組ができなかった（例えば「ボランティアスタッフ等の欠席により学習支援ができず食事提供のみになった。」）等の場合は、そのみで対象団体の要件を欠くことにはなりません。※最初から複数の取組を行うつもりがない場合（例えば「平日は学習支援のみ、休日は食事提供のみ」のように完全に区分している場合等）は複数の取組に該当せず要件を満たしませんのでご注意ください。

Q 5 どの程度の措置を講じれば「安全第一」といえますか。

A 5 例えば、食事提供や食料配布にあつては消費期限・賞味期限の確認や注意の呼びかけ。体験学習等にあつては危険な場所に近寄らないよう呼びかける等、団体ができる範囲での安全措置を想定しています。※特に夏場は食中毒（食材の傷み）等に注意してください。また、屋外の活動では悪天候（雷注意報等）にも十分注意してください。

Q 6 対象団体の（1）から（10）までのすべてを満たせば、必ず交付決定になりますか。

A 6 必ず交付決定とはなりません。

対象となる団体は、「信州こどもカフェ」の趣旨目的を十分に理解し、県内の子どもが様々な困難を乗り越え成長する力を育むことに寄与する活動を行う団体です。したがって、開催回数や取組の条件を満たしても、子どもの健やかな成長支援について理解や情熱がない等の理由により、本会が助成金の目的に適さないと判断した場合は、交付決定をしないことがあります。なお、当該理由や事務処理の都合上、条件を付して交付決定をすることもあります。

Q 7 民間企業の地域貢献として活動を行っています。申請は可能ですか。

A 7 申請や交付決定について、団体等の法人格の種類・有無は問いませんので申請は可能です。

Q 8 災害や感染症の影響で、活動再開のめどが立ちませんが、予定でも助成金の申請は可能ですか。

A 8 活動再開が未定でも、再開の意思があり、助成金を必要とする場合は申請が可能です。万が一、今年度の活動をやむを得ず中止せざるを得ない状況となった場合は必ずご連絡ください。

＜＜対象経費＞＞

Q 9 旅費はどの程度の範囲が対象経費となりますか。

A 9 こどもカフェ会場への移動（食材等の買い出しを含む。）、研修会等への参加に係る移動、こどもカフェの視察に係る移動、これら移動についてかかったバス代、タクシー代（レンタカー代）、高速道路代、電車代、新幹線代等が対象となります。長野県内を想定していますので、船賃、飛行機代、宿泊代（宿泊に係る食費等を含む。）は対象となりません。

Q 10 チラシのデザインを頼みたいのですが、印刷費として対象経費に含まれますか。

A 10 チラシのデザインのみ頼む場合も、印刷費として対象経費に含みます。

Q 11 子どもカフェの開催にあたりイベント保険やボランティア保険に加入するのですが、これらの保険料は対象経費に含まれますか。

A 11 対象経費に含まれます。

Q 12 インターネットショップで食材等を購入した場合の手数料や送料（宅配料金）、代引き手数料等は対象経費に含まれますか。

A 12 対象経費に含まれます。

Q 13 ボランティア等こどもカフェ運営スタッフへの給与は、対象経費に含まれますか。

A 13 給与は人件費であり対象経費には含まれません。

ただし、こどもカフェ開催日のみ限定的に手伝う人員に対して「アルバイト代」として支払うものは雑役務費として対象経費に含みます。

なお、講師等への謝礼は、謝金として計上してください。

＜＜対象期間＞＞

Q 14 対象期間の考え方を教えてください。

A 14 対象期間は、当該期間内に購入した又は使用した経費を対象経費として計上するための期間です。スーパーマーケットで食材や消耗品を購入する場合等が多く想定されるため、購入と支払が同時に行われることを基本として、実際に経費を支払った日（領収日：領収書の日付）が対象期間内であれば対象経費として計上でき、そうでなければ対象外となります。ただし、インターネットショップ等では購入日（契約日・購入申込日）と領収日が異なる場合があり、その場合は、以下の考え方に基づいて対象期間内かどうかを判断します。※（２）の場合は対象期間中の購入（日付）が確認できる場合に限りです。

（１）対象期間前に購入し、支払いが対象期間中である。（例：３月末に４月上旬の開催に係る会場使用を申し込み、実際の支払いは４月中）⇒対象期間内と判断する。（対象経費と認める。）

（２）対象期間中に購入し、支払いが対象期間後である。（例：２月中に消耗品等を購入し、当月締め翌月払い（口座振込）の関係上支払いは３月中）⇒対象期間内と判断する。（対象経費と認める。）

（３）対象期間前に購入（対象期間中に購入物品等使用）し、支払いが対象期間後である。（例：３月末に消耗品を購入し、期間中に使用したが実際の支払いは翌年の３月中）⇒対象期間外と判断する。（対象経費と認めない。）

Q 15 対象期間中に購入した食材や消耗品は、必ず対象期間中に使わなければならないのですか。

A 15 必ず対象期間中に使う必要はありません。したがって、対象期間中（例えば2月中）に期間終了後（例えば3月や4月）のこどもカフェ開催分に備えて日持ちのする食品や消耗品を購入することも可能です。

＜応募方法＞

Q 16 ボランティアグループですが代表者が決まっています。申請できますか。

A 16 本助成申請に係る責任者などをお決めの上、申請書（様式1-1）の代表者欄にご記入いただき申請することが可能です。

Q 17 チラシ・募集要項・申請様式などのダウンロードは可能ですか。

A 17 本会ホームページでご案内しますので、ご活用ください。
また、申請書類の実物が紙に必要な場合は、最寄りの市町村社会福祉協議会（ボランティアセンター）または長野県社会福祉協議会へお問い合わせください。

Q 18 申請書は手書きでもいいですか。

A 18 手書きでも申請できます。（報告書も同様に手書きでも提出できます。）
ただし、できる限りパソコン等で作成いただきますようお願いします。

Q 19 募集締切の考え方を教えてください。

A 19 締切は、助成申請書を市町村社会福祉協議会（ボランティアセンター）へ提出する期日となります。

＜助成額＞

Q 20 基本額への上乗せ額①の2万円はどのような場合に加算されますか。

A 20 利用者のニーズや社会情勢に応じて、お弁当や食料配布をする場合に係る容器代や燃料費などの新たに発生する経費に対して2万円を限度として加算されます。
ただし、食料配布のみの実施では加算にはなりません。（食事提供や学習支援の開催と合わせて食料配布等を実施する場合は加算の対象となりますのでご注意ください。）

Q 21 基本額への上乗せ額②はどのような場合に加算されますか。

A 21 実績報告書提出後、年間の開催回数を確認し、開催回数に応じて上乗せ額を決定します。

Q 22 助成金額（限度額）は、1団体あたりの金額ですか。

A 22 募集要項「助成額」のとおり、1か所あたりの限度額とします。
複数地域でカフェを開催する団体の場合は、「限度額×開催地域数＝助成申請額」とお考えください。
■例：月2回の子ども食堂を●●地区と△△地区の2か所でお弁当や食料配布があり、昨年度から実施している場合 申請限度額は、11万円×2地区＝22万円となります。
※なお、上記例のように1団体が2か所カフェを開催する場合、申請書は2枚の提出が必要になります。

Q 23 月1回で活動していますが、9月から月3回に増やして活動する場合、開催頻度における上乗せ額②の金額はどのようになりますか。

A 23 開催回数の考え方ですが、月ごとで回数が異なる場合は、最終的には年間開催回数で考えます。
例えば、「4～8月（5か月）は月1回、9月～2月（6か月）は月3回」であれば、年間を通して23回なので、月2回となり、上乗せ額②は5万円となります。

Q 24 令和7年9月から活動を開始し、月3回行う場合、助成額は満額支給されますか。

A 24 基本額及び上乗せ額①は上限額支給されますが、上乗せ額②は年間開催回数で考えます。
9月～2月（6か月）は月3回なので年間を通して18回なので、月2回となり、上乗せ額②は5万円となります。

Q 25 夏休み中(8月)に6回開催しましたが、6回として年間開催回数にカウント出来ますか。

A 25 1ヶ月あたり4回以上開催しても、4回として年間開催回数にカウントしますので、ご了承ください。

《助成決定から実施報告までの流れ》

Q 26 支払いが2回に分かれていますか、ということですか。

A 26 1回目で基本額と上乗せ額①の合計を支払い、2回目で実績報告書提出後、年間開催回数を確認した上で上乗せ額②を決定し、お支払いします。

《申請書提出先》

Q 27 申請書はメールなどで提出してよいですか。

A 27 申請書は、文書（紙）での提出をお願いします。
なお提出は、団体住所のある市町村社会福祉協議会（ボランティアセンター）へ直接お願いします。

《その他》

Q 28 信州子どもカフェ助成制度は次年度以降も継続されますか。

A 28 助成金の変動が想定されますが、次年度以降も継続する予定です。

Q 29 「助成金の受取は3か年を限度とします。（募集要項中「助成額」内）」とありますが、今年度の助成が決定したら、次年度以降は自動的に助成決定となりますか。（次年度以降の申請書の提出は必要ですか。）

A 29 自動的に助成決定とはなりません。年度ごとに申請書のご提出をお願いします。
今年度の助成金の交付が決定した活動は、令和8年2月末までの活動経費が対象となります。次年度以降も引き続き本助成金の活用をご希望の際は、次年度の案内を受けて申請書のご提出をお願いします。

Q 30 昨年度、助成金を活用しました。今年度は会場等の関係で開催が出来なくなってしまう、助成金の申請をしない予定です。助成金の受取りは3年となっていますが、申請しなかった場合、助成金の受取りの限度はどうなりますか。

A 30 受取りの限度の3か年は、連続していなくても可能です。

Q 31 1回の開催における最低参加人数はありますか？

A 31 開催にあたって最低人数は設けていません。ただし、常態的に子どもの利用がないと認められる居場所については、助成をとりやめることがあります。

【報告】 ※報告書提出時期に合わせて適宜改訂（問答の追加）を行う予定です。

≪領収書≫

Q 32 領収書は必ず原本を提出しなければならないのですか。

A 32 原則原本での提出をお願いします。

ただし、事情がある場合は写しでの提出も可とします。その際は、原本証明での対応をお願いいたします。（写しの余白に「この写しは原本と相違ないことを証明します。」と記載し代表者の押印をお願いいたします。）

領収書は、助成金の適正使用を確認し、団体への助成金支払いの根拠となる非常に重要な書類です。虚偽報告・不正受給等を防ぐ目的として原本での対応を基本としていますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

Q 33 広報用のチラシやリーフレット、こどもカフェ開催中の写真は、報告時に提出が必要ですか。

A 33 提出が必要です。

実施した事業の関係書類として、広報用のチラシやリーフレット（雑誌・新聞広告の写し、参加者へのアンケート結果、SNS等を活用した電子広告を印刷したものも可。）や、実際のこどもカフェの活動内容が分かる活動中の写真を提出していただきますので、普段の活動中からご準備くださいますようお願いいたします。

【その他】

≪ヒアリング等の調査≫

Q 34 助成金の申請や報告にあたって、ヒアリング等の調査を受けることはありますか。

A 34 助成金の交付等に際し必要があるときは、ヒアリング等の調査をすることがあります。

ヒアリング等に加えて、現地調査や書類の提出依頼をする場合があります。ヒアリング等調査についての協力は任意ですが、質問への回答を拒んだり求めた書類の提出をしなかったりした場合は、重要な事実確認ができず助成金の交付等ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

≪交付決定の取り消しや助成金の返還要求≫

Q 35 助成金の交付決定が取り消されたり、交付された助成金の返還を求められたりすることはありますか。

A 35 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したときや、助成金の交付要件を欠いていたことが判明したときなど、本会が必要と認めたときは助成金の交付決定取り消しや、助成金の返還要求をすることがありますのでご注意ください。

助成金は長野県へ寄せられた寄付金を活用していますので、大切に使うことはもちろんのこと、事業の趣旨目的を十分に理解していただき、助成金の適正な執行へご協力をお願いいたします。